十　受託者が受託業務を委託する場合にあっては、その委託を受ける者が次のいずれにも該当すること。

イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ロ　前項第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　国等と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が土壌等の除染等の措置、収集、運搬又は保管を委託しようとする者として記載されていること。

（土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管の基準）

第六十条　除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（次項に規定するものを除く。）に係る法第四十一条第四項の環境省令で定める基準は、第十五条の規定の例によることとする。

2　除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（法第十八条第三項の環境省令で定める方法による調査の結果、事故由来放射性物質による汚染状態が同条第一項の環境省令で定める基準に適合すると認められるものに限る。）に係る法第四十一条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四条第二項の規定の例によることとする。

（特定廃棄物の焼却を行うことができる者）

第六十一条　法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者（以下この号において「焼却受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であって、次のいずれにも該当するもの

イ　焼却受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら焼却受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　国と焼却受託者との間の委託契約に係る契約書に、焼却受託者が特定廃棄物の焼却を委託しようとする者として記載されていること。

二　都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ　都道府県から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら都道府県から委託を受ける業務を実施すること。

三　市町村（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ　市町村から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら市町村から委託を受ける業務を実施すること。

（特定廃棄物の処理を業として行うことができる者）

第六十二条　法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であって、次のいずれにも該当するもの

イ　処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　国と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を委託しようとする者として記載されていること。

二　都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者（前条第二号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）

三　市町村（その委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者（前条第三号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）

四　法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定廃棄物の保管を行う者であって、第十五条第十三号の規定による届出を行ったもの（当該届出書に記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。）

（除去土壌等の処理を業として行うことができる者）

第六十三条　法第四十八条第二項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国等から除去土壌の収集、運搬又は保管の委託を受けた者（以下この号において「収集等受託者」という。）の委託を受けて当該除去土壌の収集、運搬又は保管を行う者であって、次のいずれにも該当するもの。

イ　収集等受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら収集等受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　国等と収集等受託者との間の委託契約に係る契約書に、収集等受託者が除去土壌の収集、運搬又は保管を委託しようとする者として記載されていること。

二　法第三十五条第三項の規定により除染等の措置を実施する者（その委託を受けて除去土壌の収集、運搬又は保管を業として行う者（前号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）

（身分を示す証明書）

第六十四条　法第五十条第六項の証明書の様式は、様式第十一号のとおりとする。

（措置命令書の記載事項）

第六十五条　法第五十一条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講ずべき土壌等の除染等の措置の内容

二　命令の年月日

三　命令を行う理由

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行日（平成二十四年一月一日）から施行する。

（特定廃棄物の焼却に伴い生ずる排ガス中のダイオキシン類の濃度限界に係る特例）

第二条　平成九年十二月一日前に設置された廃棄物焼却炉（平成九年十二月一日前に設置の工事が着手されたものを含み、火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二〇〇キログラム以上のものに限る。）において特定廃棄物を焼却する場合における第二十五条第一項第三号ロ(4)の規定の適用については、当分の間、同号(4)中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

（特定産業廃棄物処理基準の特例）

第三条　次条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第七条の九第一項の特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合（第三十一条第三号ニ(1)及び(3)までに掲げる場合を除く。）には、同号イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、第三十一条第三号ロ及び同号ハの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号ハの基準は、適用しない。